

事務所通信 (第171号)

税理士法人光成会計事務所
(株) 日本資産総研札幌

遺言書作成の注意点

不動産や金融機関の相続手続きに必要な書類として、遺言書または遺産分割協議書があります。遺言書がない場合は、相続人間で遺産分割協議を行い遺産分割協議書を作成する必要がありますが、遺言書がある場合は、遺言書で相続の手続きを行うことができます。

遺言書は公正証書で作成しておくことで確実に安心です。

公正証書遺言は、遺言者が公証人の目の前で遺言したい内容を口頭で伝え、それに基づいて公証人が正確に誤解が生じないよう文章にまとめ、作成します。遺言書は公証役場で責任をもって保管しますので、紛失や改ざんされる心配はありません。また、家庭裁判所による検認が不要ですので、手続きをスムーズに進めることができます。

【公正証書遺言の作成件数の推移】

暦年	死亡者数	公正証書遺言作成件数
平成15年	1,014,951 人	64,376件
平成20年	1,142,407 人	76,436件
平成25年	1,268,436 人	96,020件
平成29年	1,340,433 人	110,191件

日本公証人連合会・厚生労働省のHPより抜粋

公正証書遺言の作成件数は少しずつ増加しており、遺言書の作成はより身近なものになりつつあります。



遺言の内容によっては、相続人間でトラブルが発生しかねません。そこで、遺言書の作成にあたっては、次のポイントに留意が必要です。

【ポイント1】遺留分を侵害しないようにする

遺留分を侵害した内容の遺言は、相続人間でトラブルが発生する可能性があります。遺留分を侵害するかどうかを判断するためには、ご自身が所有する財産を把握する必要があります。まずは所有する財産をしっかりと把握しましょう。

【ポイント2】予備的遺言を記載してさらなる備えを

遺言で「相続させる」と指定された相続人が遺言者よりも先に死亡した場合、その部分の効力は生じません。指定された相続人が先に死亡した場合に備えて、どなたにその相続財産を取得させるかを『予備的遺言』として記載しておくことで、よりスムーズな相続手続きを行うことができます。

【ポイント3】付言事項を利用して気持ちを伝える

遺言の内容について、なぜそのような内容にしたかという想いを『付言事項』としてしっかりと記入しておくことで、相続人間のトラブルを防止することができます。



ご自身の財産を把握する際は、財産評価が必要です。財産評価や相続税額、相続後の意向についてお悩みがございましたらお気軽にご相談くださいませ。

